

令和5年11月28日

各位

全国農業協同組合連合会岩手県本部

弊会が販売した岩手県産小麦におけるDON（デオキシニバレノール）の  
基準値超過に関するお詫びと今後の対応について

このたび、弊会の取引先である製粉会社様に販売いたしました岩手県産小麦（玄麦）の一部において、食品衛生法の定めるDON（デオキシニバレノール）の基準値を超過した小麦があったことが判明いたしました。

消費者ならび取引先の皆様に多大なご迷惑・ご心配をおかけいたしましたことにつきまして、心よりお詫び申し上げます。

現在、判明している事実と現状および今後の対応は以下のとおりとなっております。

**1. DON検査の結果**

弊会が販売先より回収して実施しましたサンプルのDON再分析において、  
0.4 ppm～6.1 ppmの値を検出し基準を超過したサンプルが認められました。

**2. 判明している事実**

- （1）基準値を超過したものが含まれている小麦（玄麦）は、令和4年9月22日から令和5年11月20日まで弊会が販売しました令和4年産「ナンブコムギ」710.968トンであると本日まで特定しております。
- （2）販売先は県内製粉メーカー2社・県外メーカー1社で、710.968トンの内、約404トンが製粉されて小売メーカー等に出荷されていることを確認しております。

**3. 現状の対応**

- （1）販売先3社に依頼し、11月27日よりメーカー在庫分約307トンを出荷停止していただいております。
- （2）県内製粉メーカー2社は、同日より弊会からの連絡を受けて、同社が出荷された製品の自主回収等を実施しております。
- （3）県外メーカー1社は、基準値が超過した玄麦を製粉して出荷していなかったため、弊会の連絡を受けて在庫を全て廃棄する旨の連絡を受けております。

**4. 今後の対応**

- （1）県内メーカー2社と連携し、すみやかに自主回収作業を実施いたします。
- （2）県行政等への報告を逐一実施し、適正に対応いたします。
- （3）本案件の事実関係や原因などを解明し、適切に情報開示いたします。
- （4）再発防止策を早急に策定し、あわせてご報告いたします。

以上